② 提出場所　4⑴②に同じ。
③ 提出方法　一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送（上記提出期間内に必着）により行うものとし、電送によるものは受け付けない（同申請書の余白に「『02―大阪駅北（２期）地区大阪駅北１号線外道路その他工事』申請希望」と明記すること。）。
⑺ 詳細は入札説明書による。
⑻ 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページに公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

① 公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先
イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。
ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
② 公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
ロ 当機構との間の取引高
ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨　３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上
ニ １者応札又は１者応募である場合はその旨
③ 当方に提供していただく情報
イ 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
④ 公表日　契約締結日の翌日から起算して72日以内

6 Summary
⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity : NIIDA Takito, Director General of West Japan Branch Office, Urban Renaissance Agency.
⑵ Classification of the services to be procured : 41
⑶ Subject matter of the contract : Construction works of road and others on the site of Umekita Urban development project 2nd phase (North of Osaka station)
⑷ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 20 July, 2020
⑸ Time-limit for the submission of tenders : 12 : 00 P.M. 30 September, 2020 (tenders submitted by mail : 12 : 00 P.M. 30 September, 2020)
⑹ Contact point for tender documents : Contract Division, General Affairs Department, West Japan Branch Office, Urban Renaissance Agency, 1―6―85 Morinomiya, Jotoku, Osaka City, Osaka 536―8550 Japan TEL 06―6969―9023

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」及び社会情勢等の状況に応じて、契約締結後、受発注者の協議の上、一時中止措置を行う場合があります。

令和２年６月30日

阪神高速道路株式会社契約責任者
建設事業本部長　今木　博久

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○令和２年阪神高速公告第24号

1 業務概要
⑴ 品目分類番号　42
⑵ 業務名　淀川左岸線延伸部　堤体安定性検討業務（その２）
⑶ 業務内容　本業務は、淀川左岸線延伸部の道路構造物の建設に伴い、施工時及び完成時において近接する淀川堤体への影響検討を行う。影響検討については、堤防定規断面内に構築される道路構造物と河川堤防を一体構造とした構造物の安定性評価を、数値解析等を用いて行うものである。また、これらの検討結果をもとに、有識者委員会での審議用資料及び河川管理者協議用の基礎資料を作成するものである。
⑷ 業務期間　契約締結日の翌日から令和４年６月30日まで
⑸ 本業務は、公募型プロポーザル方式によって、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価し、その評価の合計点が最上位である者を特定する。
⑹ 本業務は、担い手確保を促すため、若手技術者の配置に対する評価及び予定管理技術者に代えて予定管理補助技術者を評価対象とする業務である。
⑺ 本業務は、業務共通仕様書に定める書類作成及び提出等の業務関係事務手続を電子化して実施するHi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の試行対象業務である。

2 参加資格
⑴ 企業の形態　次の①に掲げる要件を満たしている単体企業又は②に掲げる要件を満たしている設計共同体であること。
① 単体企業
１）阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。
２）技術提案書の特定時に阪神高速道路株式会社における2017～2020年度（平成29～32年度）測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「土木設計」の認定を受けていること。
３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
４）参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定時までの期間に、阪神高速道路株式会社から競争参加停止を受けていないこと。
５）参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定時までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
② 設計共同体　①に掲げる要件を満たしている者により構成される設計共同体であって、次の要件を満たす者であること。
１）構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。